



＼幼児教育・保育の無償化のご案内／

無償化の対象となるためには 認定を受ける必要があります!!

幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターを利用する人は、「保育の必要性の認定」(施設等利用給付認定)を受けていないと無償化の対象になりません。

無償化の対象となるためには、必ず施設をご利用前に認定申請書の提出をお願いします。

※認定日より前の利用分は、無償化の対象外です

無償化の範囲

○幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用の人

対象	無償化の限度額	
3～5歳児クラスで保育の必要性のある子ども	450円 × 利用日数	月額11,300円まで
満3歳児クラスのうち、保育の必要性があり、かつ市町村民税非課税世帯の子ども		月額16,300円まで

○認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターを利用の人

対象	無償化の限度額
3～5歳児クラスで保育の必要性のある子ども	月額37,000円まで
0～2歳児クラス(満3歳児含む)のうち、保育の必要性があり、かつ市町村民税非課税世帯の子ども	月額42,000円まで

申請書 子ども課保育係の窓口にて配布しています

保育の必要性とは 保護者の就労、病気など次の事由により、家庭において必要な保育ができない状況を行います

▽**保育の必要性の事由** ①就労②妊娠・出産③疾病・障害④介護・看護⑤災害復旧⑥求職活動⑦就学⑧虐待・DV⑨その他

※父母ともに事由を証明する書類の提出が必要です

その他 認可保育園や認定こども園(保育利用)などを利用し、教育・保育給付認定(2・3号)を受けている人は申請不要です

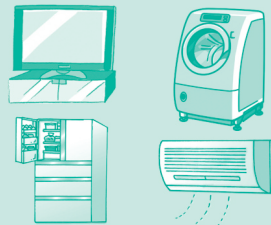
問い合わせ 子ども課保育係 ☎内線3126へ

家電リサイクルと引っ越しに伴うごみ処理

問い合わせ 環境課廃棄物係 ☎内線3073

家電リサイクル法対象機器の処分

対象4品目 エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)、冷蔵(凍)庫、洗濯機・衣類乾燥機



処理方法

- ▽購入した、または買い替える販売店に依頼
- ▽郵便局で家電リサイクル券を購入し、市の許可を受けた業者(家庭ごみ収集カレンダーに記載)に依頼
- ▽家電リサイクル法で定められた指定引取場所に直接持ち込む

※いずれもリサイクル料金の支払いがあります

指定引取場所

▽ウブカタ資源㈱(屋形原町2113・☎25555)

引っ越しに伴うごみの処理

処理方法 処理施設に直接搬入、もしくは市の許可を受けた業者(家庭ごみ収集カレンダーに記載)に依頼(自分で運べない場合)

※使用できるものはむやみに捨てずに、ごみの減量化にご協力をお願いします

持ち込み場所

▽**燃やせるごみ** 可燃性粗大ごみ(木製家具、布団など)は、沼田市外二箇村清掃施設組合清掃工場(白岩町226・☎21009)へ

※金属部品は取り除いてください

▽**燃やせないごみ** 不燃性粗大ごみ(金属、硬質プラスチック製品、家電リサイクル法対象4品目を除く家電製品など)は、沼田市一般廃棄物最終処分場(上川田町・☎8599)へ